

統計法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文（傍線部分は改正部分）  
 統計法施行令（平成二十年政令第三百二十四号）（抄）

改 正 案

一 五 （略）	基幹統計	事務の区分	都道府県知事が行う事務	市町村長が行う事務

（公的統計の作成主体となるべき法人）  
 第一条 統計法（以下「法」という。）第二条第二項第二号の政令で定める法人は、沖縄科学技術大学院大学学園、沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、原子力損害賠償支援機構、国立大学法人、大学共同利用機関法人、日本銀行、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会、日本年金機構、農水産業協同組合貯金保険機構、放送大学学園及び預金保険機構とする。

現 行

一 五 （略）	基幹統計	事務の区分	都道府県知事が行う事務	市町村長が行う事務
	六 国民の消費生活に必要な商品の販売価格及びサービスの料金をついでに	統計調査員に関する事務	一 統計調査員（都道府県知事が調査すべき商品又はサービスの販売価格又は料金として総務省令で定めるものの調査に係るものに限る。以下この項において同じ。）の設置に関する事務	一 都道府県知事に対する統計調査員の候補者の推薦に関する事務 二 統計調査員に対する調査実施上の指導に関する事務 三 統計調査員の身分を示す証票の交付に関する事務 四 統計調査員の報

（公的統計の作成主体となるべき法人）  
 第一条 統計法（以下「法」という。）第二条第二項第二号の政令で定める法人は、沖縄科学技術大学院大学学園、沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、国立大学法人、大学共同利用機関法人、日本銀行、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会、日本年金機構、農水産業協同組合貯金保険機構、放送大学学園及び預金保険機構とする。

域別、 事業所 の形態 別等の 物価を 明らか にする ことを 目的と する基 幹統計	報告義 務者に 関する 事務	調査票 の配布 、取集 、審査 等に関 する事 務
		二 調査票（前号の 総務省令で定める 商品又はサービス の販売価格又は料 金の調査に係るも のに限る。）の配 布に関する事務 三 前号に規定する 調査票の取集に関 する事務 四 市町村長に対す る第二号に規定す る調査票の送付に 関する事務 五 この項第四欄第 六号に規定する調 査票の審査及び第 二号に規定する調 査票の二次的な審
酬及び費用の交付 に関する事務 五 報告義務者（市 町村長が調査すべ き商品又はサービ スの販売価格又は 料金として総務省 令で定めるものの 調査に係るものに 限る。）の選定に 関する事務 六 前号の総務省令 で定める商品又は サービスの販売価 格又は料金の調査 の実施及び当該調 査の結果に基づく 調査票の作成に関 する事務 七 この項第三欄第 二号に規定する調 査票の審査に関す る事務 八 この項第三欄第 二号に規定する調 査票への必要な事 項の記入に関する 事務 九 都道府県知事に 対する第六号及び		

<p>その他 の事務</p>	<p>六 前号に規定する調査票への必要な事項の記入に関する事務</p>	<p>この項第三欄第二号に規定する調査票の送付に関する事務</p>
<p>七 総務大臣、他の</p>	<p>七 総務大臣、他の都道府県知事及び市町村長との連絡に関する事務</p>	<p>十 都道府県知事及び他の市町村長との連絡に関する事務</p>
<p>八 市町村長に対す</p>	<p>八 市町村長に対する調査票の用紙その他調査のために必要な物品の送付に関する事務</p>	<p>十一 統計調査員に対する調査票の用紙その他調査のために必要な物品の送付に関する事務</p>
<p>九 都道府県の区域</p>	<p>九 都道府県の区域における調査の広報に関する事務</p>	<p>十二 市町村の区域における調査の広報に関する事務</p>
<p>十 市町村長の行う</p>	<p>十 市町村長の行う調査に関する事務の実施状況の把握に関する事務</p>	<p>十三 都道府県知事に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務</p>
<p>十一 総務大臣に対</p>	<p>十一 総務大臣に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務</p>	<p>十四 都道府県知事に対する関係書類の送付に関する事務</p>
<p>十二 総務大臣に対</p>	<p>十二 総務大臣に対する調査票その他関係書類の提出に関する事務</p>	<p>十五 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管</p>

<p>備考 一～六 (略)</p>	六 十二 (略)	
	(略)	
	(略)	

七| 第三号及び前二号の規定により市町村長がこの表に規定する事務の一部を民間事業者に委託して行う場合においては、当該市町村長は、二の項第一欄、四の項第一欄又は五の項第一欄に掲げる基幹統計を作成するための調査の結果知られた秘密の漏えいの危険を防止するため、秘密の保護に関する事項を定めた契約の締結その他必要な措置を講じなければならない。

八| 十の項の規定の適用については、特別区の長は市町村

<p>備考 一～六 (略)</p>	七 十三 (略)	
	(略)	十三 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務
	(略)	その他前各号に掲げる事務に附帯する事務

七| 六の項の規定の適用については、事務処理特例条例の定めるところにより同項第三欄第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事務を市町村長が処理することとされた場合は、当該市町村長は、同項第四欄第一号に掲げる事務は行わないものとし、総務省令で定めるところにより、同項第三欄第二号、第三号及び第六号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うことができる。この場合において、当該市町村長が同欄第二号、第三号及び第六号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うときは、同欄第一号に掲げる事務並びに同項第四欄第二号から第四号まで及び第十一号に掲げる事務は行わないものとする。

八| 第三号及び前三号の規定により市町村長がこの表に規定する事務の一部を民間事業者に委託して行う場合においては、当該市町村長は、二の項第一欄、四の項第一欄、五の項第一欄又は六の項第一欄に掲げる基幹統計を作成するための調査の結果知られた秘密の漏えいの危険を防止するため、秘密の保護に関する事項を定めた契約の締結その他必要な措置を講じなければならない。

九| 十一の項の規定の適用については、特別区の長は市町村

長に含まれないものとし、特別区の区域における同項第四欄第二号から第五号まで及び第十四号（同欄第二号から第五号までに係る部分に限る。）に掲げる事務については、東京都知事が行うものとする。

別表第二（第四条関係）

基幹統計		事務の区分	都道府県知事が行う事務
（略）	（略）	（略）	（略）
二 国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービス料金の動向及び地域別、事業所の形態の別等、物価を明らかにする	統計調査員に關する事務	一 統計調査員（都道府県知事が事業所及び世帯において調査すべき商品又はサービスの小売価格又は料金として総務省令で定めるものの調査に係るものに限る。）の設置に關する事務	一 報告義務者（都道府県知事が調査すべき商品又はサービスの小売価格又は料金として総務省令で定めるものの調査に係るものに限る。）の選定に關する事務
その他	調査票の配布、取集、審査、審査等に関する事務	二 調査区の設定及び修正に關する事務（第一号の総務省令で定める商品又はサービスの小売価格又は料金の調査に係るものに限る。）	四 第二号の総務省令で定める商品又はサービスの小売価格又は料金の調査の実施及び当該調査の結果に基づく調査票の作成に關する事務
五	総務大臣及び他の都道府県知事との連		

長に含まれないものとし、特別区の区域における同項第四欄第二号から第五号まで及び第十四号（同欄第二号から第五号までに係る部分に限る。）に掲げる事務については、東京都知事が行うものとする。

別表第二（第四条関係）

基幹統計		事務の区分	都道府県知事が行う事務
（略）	（略）	（略）	（略）
二 国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービス料金の動向及び地域別、事業所の形態の別等、物価を明らかにする	統計調査員に關する事務	一 統計調査員（都道府県知事が事業所及び世帯において調査すべき商品又はサービスの小売価格又は料金として総務省令で定めるものの調査に係るものに限る。）の設置に關する事務	一 報告義務者（都道府県知事が調査すべき商品又はサービスの小売価格又は料金として総務省令で定めるものの調査に係るものに限る。）の選定に關する事務
その他	調査票の配布、取集、審査、審査等に関する事務	二 調査区の設定及び修正に關する事務（第一号の総務省令で定める商品又はサービスの小売価格又は料金の調査に係るものに限る。）	四 第二号の総務省令で定める商品又はサービスの小売価格又は料金の調査の実施及び当該調査の結果に基づく調査票の作成に關する事務
五	総務大臣及び他の都道府県知事との連		

(略)	ことを 目的と する基 幹統計
(略)	の事務
(略)	絡に関する事務 六 調査の広報に関する事務 七 総務大臣に対する調査に関する事務の 実施状況その他必要な事項の報告に關す る事務 八 総務大臣に対する第四号に規定する調 査票その他関係書類の提出に関する事務 九 前各号に掲げる事務に関する書類の作 成及び保管その他前各号に掲げる事務に 附帯する事務

(略)	ことを 目的と する基 幹統計
(略)	の事務
(略)	絡に関する事務 六 調査の広報に関する事務 七 総務大臣に対する調査に関する事務の 実施状況その他必要な事項の報告に關す る事務 八 総務大臣に対する第四号に規定する調 査票その他関係書類の提出に関する事務 九 前各号に掲げる事務に関する書類の作 成及び保管その他前各号に掲げる事務に 附帯する事務